

事 務 連 絡

平成 30 年 6 月 18 日

関係府県廃棄物主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局

災害廃棄物対策室

平成 30 年大阪府北部を震源とする地震により発生した災害廃棄物の
処理に係る仮置場の確保と災害廃棄物の分別の徹底について（周知）

日頃より廃棄物行政の推進について御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

平成 30 年大阪府北部を震源とする地震により各地で被害が生じ、これに伴い、様々な種類を含む廃棄物の発生が見込まれます。災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、生活環境の保全・公衆衛生の悪化の防止に非常に重要であり、各自治体におかれましては、鋭意御対応いただいていることと存じます。

その際、十分な面積の仮置場を確保し、可燃物、木くず、畳、布団、不燃物、家電、コンクリートがらなど搬入時から数種類に分別して仮置場に搬入することが重要であり、適切な分別により処理期間の短縮やコストの削減にもつながります（別添 1 参照）。

なお、災害廃棄物の処理に関して技術的な疑問等が生じましたら、各地方環境事務所又は環境省災害廃棄物対策室まで御連絡をお願いいたします。

（災害廃棄物対策指針はこちらから）

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/guideline/index.html>

（災害廃棄物処理の注意点ははこちらから）

http://kouikishori.env.go.jp/document_video/pdf/pamphlet.pdf

<連絡先>

環境省環境再生・資源循環局

災害廃棄物対策室

担当：小岩、西川、福永

TEL：03-5521-8358（直通）

E-mail：hairi-saigai@env.go.jp

別添1

災害廃棄物の分別について

平成30年6月18日

環境省
災害廃棄物対策室

災害廃棄物の分別の重要性


- 災害時には、**様々な種類を含む廃棄物**が、**一度に大量に**発生します。
- 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、**生活環境の保全・公衆衛生の悪化の防止**に非常に重要です。
- 可燃物、家電、コンクリがらなど**搬入時から数種類に分別して保管**。分別した方が、処理期間の短縮やコストの面でも有利になります。

【一時的に膨大に発生する災害廃棄物】

- ・市の指定した仮置場ではない近隣公園に災害廃棄物が置かれはじめ、数日で膨大な量が持ち込まれる事態に。
- ・家屋近隣に臨時の仮置場が設置され、悪臭、害虫、粉じん等生活環境・公衆衛生が悪化する事態に。



分別が重要！！



分別されて適正に保管されている仮置場

災害廃棄物は12種類に分別してください。



可燃系混合物



不燃系混合物



コンクリート系混合物



木質系混合物(草木類)



廃家電等



処理困難物(布団等)



金属系混合物



廃自動車等



処理困難物(廃畳等)



危険物・有害物等(消火器)



危険物・有害物等(灯油)



危険物・有害物等(ガスボンベ)

